

北九州市立思永中学校整備 P F I 事業に係る落札者の決定について

平成 18 年 7 月 20 日付北九州市公告第 232 - 2 号の特定調達契約に係る落札者を決定したので公表する。

平成 18 年 12 月 27 日 北九州市長 末吉 興一

1 事業地

北九州市立思永中学校（北九州市小倉北区大門一丁目 5 番 1 号）

2 事業概要

本事業地において、北九州市立思永中学校の整備を行う。その際、プールは、通年利用が可能な屋内温水プールとして整備し、その後の維持管理及びプールの運営を行う。

なお、屋内温水プールは、学校の授業等で使用する以外の時間帯は市民プールとして開放する。また、事業地の一部を活用して「都市計画道路大門木町線（主要地方道長行田町線）」（以下、「大門木町線」という。）沿線の活性化等に寄与する民間収益施設を整備する。

3 落札者

九電工・奥村組グループ

代表企業 (株)九電工

構成企業 (株)奥村組、(株)安井組、(学)西日本工業学園、(株)設備保守センター

4 落札金額

3,125,972,996 円（消費税及び地方消費税を含む）

5 落札者以外の入札参加者（グループ名の 50 音順）

ア 合人社グループ

代表企業 (株)合人社計画研究所

構成企業 松尾建設(株)、広成建設(株)、九鉄工業(株)、(株)石本建築事務所、(株)雅禧建築設計事務所、(株)コナミスポーツ&ライフ、(株)ゼクタ

イ 大和工商リースグループ

代表企業 大和工商リース(株)

構成企業 (株)日建設計、(株)瀬口組、イオンディライト(株)

ウ 若築建設グループ

代表企業 若築建設(株)

構成企業 (株)洋建築計画事務所、大島建設(株)、西部瓦斯(株)、(株)富士メンテサービス、
(株)キャピタル・クリエイションズ

6 北九州市立思永中学校整備 P F I 事業審査委員会における審査結果

評価項目	配点	九電工 G	合人社 G	大和工商 G	若築建設 G
1 事業計画	27	23.25	19.75	22.50	19.00
2 施設計画	24	21.50	12.00	13.00	14.00
3 建設業務	6	4.75	4.50	4.50	4.25
4 維持管理	8	6.00	6.00	7.00	5.00
5 プール運営	20	13.00	15.00	10.00	10.00
6 民間収益事業	15	13.15	12.00	3.23	10.94
小計	100	81.65	69.25	60.23	63.19
入札価格点	100	95.94	100.00	94.68	94.68
合計	200	177.59	169.25	154.91	157.87
総合順位					

審査委員会が総合順位 1 位のグループを最優秀提案者として選定し、市がその者を落札者として決定した。

7 客観的な評価の公表

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)第 8 条の規定に基づく客観的な評価については、後日公表する予定である。

8 審査委員会における意見、要望事項

今後、落札者により設立される事業者が市と事業契約を締結し、本事業を実施していくことになるが、審査委員会において評価された具体的な提案内容については、確実に実行されると理解している。その上で、本事業をより良いものとするため、市及び事業者にあっては、以下の諸点について、十分に配慮していただけるよう審査委員会として意見、要望を申し上げる。

ア 公共施設の品質確保

市及び事業者は、本事業が公共施設の整備であるという基本認識に立ち返り、公共施設としての品質の確保に努められたい。具体的には、市は公共施設の管理者として、設計、建設段階から品質確保のために必要なモニタリング方法、体制を整備し、これを実行するよう努められたい。また、事業者においても、市のモニタリングについて最大限の協力を行うよう努められたい。

イ 地元への貢献

本事業を実施するにあたり、地元発注や地元調達、地元雇用の確保など地域経済の活性化への対応については、事業者においては、提案書の内容にとどまらず、積極的に有効な対応を採るとともに、市においては、適切かつ確実に監視するよう努められたい。

ウ 学校スポーツ、地域スポーツ、障害者スポーツへの配慮

市民に開放するプールの運営計画については、市及び事業者において適切に協議を行い、一般利用はもとより、学校スポーツ、地域スポーツ、障害者スポーツ等の振興に寄与するよう努められたい。

エ 民間収益事業に係る対応

民間収益事業の実施にあたっては、提案の確実な履行を図る一方、長期に亘る事業期間中に経済情勢、社会情勢等の環境の変化が見込まれることから、事業者においては、要求水準を満たすことを前提に、新たな提案を付加することなどが有効であると認められる場合は、事業内容の公益性及び公共性、事業計画の健全性、既存計画との整合性等に十分配慮の上、柔軟に対応するよう努められたい。また、市においては、事業者の意向について、積極的に協議に応じるよう努められたい。